

## 特別講演Ⅱ

# 演 題：「心理職の国家資格化についての現況 ーはたして国家資格はできるのかー」

講演者：織田 正美

医療心理師国家資格制度推進協議会会長  
日本健康心理学会常任理事



司会者 大熊 保彦（東京家政大学人文学部）

### 主な略歴と現職

日本心理学会理事長、日本心理学諸学会連合理事長、一般社団法人日本健康心理学会理事長、日本心理医療諸学会連合理事長などを歴任後、現在、医療心理師国家資格制度推進協議会会長、日本心理学会理事、日本認定心理士会会長、一般社団法人日本健康心理学会常任理事、早稲田大学名誉教授、東京福祉大学心理学部特任教授

### 概要・趣旨

「心理職」の国家資格化は、長年にわたる「心理学界」全体の悲願とも言えます。2005年の7月に、いわゆる「二資格一法案」（臨床心理士と医療心理師の二つの資格を一つの法律にまとめたもの）として議員立法で国会への上程準備がなされましたが、さまざまな反対があり、結局、国会上程が見送られた経緯があります。

その後、「医療心理師国家資格制度推進協議会」と「臨床心理職国家資格化推進連絡協議会」が話し合いをもち、これに心理学界の代表的組織である「日本心理学諸学会連合」が加わり、「三団体会談」が設置され、現在まで20回にわたって行われ、二資格を止揚・統合した右記の「要望書」（一資格）が完成し、合意を見ました。

現在、この「要望書」を持って関係省庁や国会議員に請願に行くアクションを起こしています。国会議員や関係省庁担当者のご意見も真摯な気持ちで受け止めながら、「議員立法」で法制化してもらうことが今後の課題です。

なお、去る3月27日、上記三団体主催で、衆議院大会議室にて国会議員・秘書約150人、関連団体約450人が集まり、資格創設の院内集会（総決起集会）が盛会裏に行われました。

大きな第一歩を踏み出したと言えるでしょう。今後の大きな課題の一つは、できるだけ早く議員連盟を立ち上げることです。

#### 〔キーワード〕

一資格一法案、議員立法、名称独占、汎用性、医師の指示（医療提供施設）、経過措置、現行認定資格、現任者救済、カリキュラム（国家試験科目、大学・大学院設置科目、心理学、医療・福祉関係、実習科目）、課程認定、単位認定、所轄官庁

### 要望書

「心理師（仮称）」の国家資格制度を創設してください。

#### ◇要望理由

今日、国民のこころの問題（うつ病、自殺、虐待等）や発達・健康上の問題（不登校、発達障害、認知障害等）は、複雑化・多様化しており、それらへの対応が急務です。しかし、これらの問題に対してほかの専門職と連携しながら心理的にアプローチする国家資格が、わが国にはまだありません。国民が安心して心理的アプローチを利用できるようにするには、国家資格によって裏付けられた一定の資質を備えた専門職が必要です。

#### ◇要望事項（アンダーラインは筆者による）

1. 資格の名称：心理師（仮称）とし、名称独占とする。
2. 資格の性格：医療・保健・福祉、教育・発達、司法・矯正、産業等の実践諸領域における汎用性のある資格とする。
3. 業務の内容：①心理的な支援を必要とする者とその関係者に対して、心理学の成果にもとづき、アセスメント、心理的支援、心理相談、心理療法、問題解決、地域支援等を行う。② ①の内容に加え、国民の心理的健康の保持および増進を目的とした予防ならびに教育に関する業務を行う。
4. 他専門職との連携：業務を行うにあたっては、他専門職との連携をとり、特に医療提供施設においては医師の指示を受けるものとする。
5. 受験資格：①学部で心理学を修めて卒業し、大学院修士課程ないし大学院専門職学位課程で業務内容に関わる心理学関連科目等を修め修了した者、②学部で心理学を修めて卒業し、業務内容に関わる施設において数年間の実務経験をした者も受験できる。